

(供述調書等継続用紙)

捜査報告書	
(仮装被害者の搬出実験について)	
平成19年6月6日	
警視庁刑事部捜査第一課長	
司法警察員 警視正 佐久間正法殿	
警視庁刑事部捜査第一課	
司法警察員 警部補 清水彦行	
被告人織原城二に対するわいせつ誘拐、準強姦致死、死体損壊・遺棄被告事件につき、被害者ルーシー・ジェーン・ブラックマンと同等のマネキン人形等を用いて搬出実験を行った結果は、次のとおりであるから報告する。	
記	
1	実験日時
	本年6月5日
2	実験場所
	東京都立川市緑町3280番地 警視庁多摩総合庁舎内及び裏庭
3	実験の目的
	被告人は、平成12年7月1日から翌2日ころの間に、神奈川県逗子市小坪5丁目23番1号逗子マリーナ4号棟3階4314号室において、被害者であるルーシー・ジェーン・ブラックマン（以下、「ルーシー」と略記）を死に至らしめ、その後、同所からルーシーの死体を搬出し、いずれかの場所においてルーシーの遺体を切断・損壊した上、同県三崎町諸磯1778番地桂秀樹方崖下の洞窟内において、解体したルーシーの死体を土中に埋め、死体を損壊して遺棄したことが判明している。

警 視 庁

このことから、		
(1) 被告人が単独で、逗子マリーナ4号棟3階4314号室から、		
ルーシーの死体を搬出することが可能であるか否か		
(2) 考えられる搬送用具（ダストカー、キャリーバッグ、カート）		
を使用しての搬出は可能であるか否か		
(3) 搬送用具を使用し、エレベーター及び階段を利用しての搬出は		
可能であるか否か		
等について実験を行うこととした。		
4 実験担当者等		
実験責任者 本職		
実験補助者 当庁刑事部捜査第一課 司法警察員 巡査部長 瀧山 健		
写真担当者	同 上	司法警察員 巡査部長 成田 光
計測担当者	同 上	司法警察員 巡査部長 前嶋一貴
同 上	同 上	司法警察員 巡査部長 河村英俊
仮装被告人	同 上	司法警察員 警 部 三浦史雄
5 実験使用物件		
(1) マネキン人形（ルーシーの仮装死体、以下、「仮装被害者」と略記）		
全長168センチ、重量65キロ		
(2) ダストカー		
株式会社テラモト製		
フレーム 幅66,4センチ、奥行64,6センチ、高さ91,5センチ		
袋（緑色）幅59,0センチ、奥行59,0センチ、高さ68,0センチ		
(3) キャリーバッグ		

警 視 庁



株式会社オオシマ製、拡張型大型ボストンバッグ、SW-12、
幅54センチ、奥行36センチ、高さ48～78センチ、黒色
(4) カート
ラオックス社製、スチール
外寸 使用時 高さ99センチ、横46センチ、幅38センチ
収納時 高さ38センチ、横38センチ、幅17センチ
重量2, 25キロ 耐荷重40キロ
(5) 毛布
縦194センチ、幅145センチ、ベージュ色
6 実験方法
(1) 死体を逗子マリーナ4号棟3階4314号室から搬出する場合、通常考 えられるのは、
① 4314号室から3階エレベーターホールに向かい、同エレベ ーターを利用し1階に下り、エレベーター左側にある出入口を出て、 更に、約10メートル先にある通用口から屋外に出た後、スロープ を経て駐車場に至る経路
② エレベーターを利用せず、エレベーター脇の階段を利用して1階 に下りて駐車場に至る経路
と考えられたことから、逗子マリーナ4号棟を当庁多摩総合庁舎と仮定し、 同庁舎北側3階及び1階フロア、同所に設置されたエレベーター及び階段 を実験場所とした。
なお、逗子マリーナ4号棟3階4314号室からエレベーターを利用し 駐車場に至る時間を3回計測したところ所要時間平均約36秒、実験場所

警 視 庁

において3回計測したところ所要時間平均約40秒であり、ほぼ同一条件
での実験である。
(2) また、既に計測済みであった
① 同マンション3階4314号室ドア前から3階エレベーター前に
至る約9,5メートル
② 1階エレベーター前から駐車場に至る約15,9メートル
を実験場所である同庁舎3階及び1階に設定し、
逗子マリーナ3階4314号室ドア前を実験場所A点
同3階エレベーター前を実験場所B点
1階エレベーター前を実験場所C点
駐車場を実験場所D点
とそれぞれ仮定した。
(別添、現場見取図(3階)、同(1階)参照)
(3) 本実験には、
① ルーシーの体格(身長約170センチから約175センチ、体重
約65キロから約70キロ)と同等のマネキン人形(全長168セ
ンチ、重量65キロ)
② 本件犯行時、逗子マリーナ4号棟1階エレベーターホール付近に
備え付けられ、何人でも使用可能であったダストカーとほぼ同規格
のダストカー
(平成19年6月6日付、河村英俊作成、
「ダストカー入手報告書」参照)
③ 平成12年7月2日、株式会社東急ハンズ渋谷店で販売されたキ

警 視 庁

チャリーバッグ
(平成19年5月28日付、本職作成、「捜査報告書
(バッグ等の捜査結果について)」参照)
④ 平成12年7月2日、株式会社東急ハンズ渋谷店で販売されたカ
ート
(平成19年5月28日付、本職作成、「捜査報告書
(バッグ等の捜査結果について)」参照)
⑤ 仮装被害者をくるむための毛布
をそれぞれ使用した。
(別添、現場写真1, 2参照)
(4) 被告人は、平成12年10月12日、別件、準強制わいせつ事件で逮捕
された際、自己の体格について、身長約170センチ、体重約76キロと
供述していることから、被告人の体格に近い三浦警部(身長166センチ、
体重62キロ)を仮装被告人とした。
7 実験内容
(1) 素手での搬出実験
仮装被告人である三浦警部が単独で、仮装被害者を毛布上に横臥させ、
毛布でくるんだうえから緊縛し、右肩に抱え上げて歩くことは可能であっ
た。
(別添、現場写真3～5参照)
(2) ダストカーでの搬出実験
① ダストカーへの収容
三浦警部が仮装被害者を抱きかかえてダストカーに入れたところ、ダ

警 視 庁

ストカーの袋に収容できた。
なお、袋の容量があるため、仮装被害者を収納した上に目隠し様のものを置けば、外部から仮装被害者の姿は判別できない状態であった。
(別添、現場写真 6 ～ 8 参照)
② エレベーター利用
ダストカーに仮装被害者を収容し、3 階 A 点から駐車場 D 点までの搬出実験を行ったところ、逗子マリーナ同様、障害となるような箇所もなくダストカーは円滑に移動し、所要時間は約 5 8 秒であった。
(別添、現場写真 9 ～ 1 1 参照)
③ 階段利用
三浦警部が階段下方に位置し、ゆっくりとキャスター 2 輪を順次下ろしたところ、2 段目を下りた地点で仮装被害者の重心が下方に移動し、袋がずれて不安定になり 1 階までの搬出は困難であった。
仮に無理をして下ろした場合、かなりの時間と労力を費やし、更に、相当な衝撃音がするものと認められた。
三浦警部が階段上方に位置した場合でも、下方のキャスターが自由に回転せず、階段を下りることは困難と認められた。
(別添、現場写真 1 2 ～ 1 4 参照)
(3) キャリーバッグでの搬出実験
① キャリーバッグへの収容
三浦警部が仮装被害者の両足付け根及び両足膝蓋部を折り曲げ、若干の時間を要したが、仮装被害者を抱きかかえるようにしながら、キャリーバッグ内に完全に収容した。

(別添、現場写真15～17参照)

② エレベーター利用

キャリーバッグ内に仮装被害者を収容し、3階A点から駐車場D点までの搬出実験を行ったところ、仮装被害者の重みでバッグ下辺が沈み、バッグと床が若干接着してキャスターの回転が鈍くなったが搬出は可能であった。

本実験の所要時間は約1分6秒であった。

(別添、現場写真18～20参照)

③ 階段利用

三浦警部が階段下方に位置し、ゆっくりとバッグを下ろしたところ、2段目を下りる地点で、前方のキャスター2輪と後方のキャスター2輪との間のバッグ下辺が階段に接触し、下ろすことは困難であった。

なお、仮に無理をして下ろした場合、ダストカー同様、かなりの時間と労力を費やし、更に、相当な衝撃音がするものと認められた。

(別添、現場写真21参照)

(4) カートでの搬出実験

① カートへの積載

カートで搬出する場合、被害者の四肢を折り曲げる等したうえ緊縛しなければカート上で不安定になると認められた。

よって、仮装被害者の四肢を折り曲げて毛布でくるんだところ、時間は要するものの、これらの作業は単独で可能であった。

(別添、現場写真22, 23参照)

② エレベーター利用

警 視 庁

前記のとおり、毛布でくるんで緊縛した仮装被害者をカート荷台に積
載し、3階A点から駐車場D点までの搬出実験を行ったところ、仮装被
害者の重量があるうえカートが2輪のため不安定であったが、搬出は可
能であった。
この際の搬出所要時間は約1分4秒であった。
(別添、現場写真24～26参照)
③ 階段利用
三浦警部が階段下方に位置し、ゆっくりとキャスターを下ろしたとこ
ろ、荷台の重量があることと、取っ手(フレーム)の幅が狭く下方で支
えることが困難であり、階段 を 下ろすことは困難であった。
この場合、下ろすとするならば、荷台部分を両手で掴んで下ろすしか
方法はないと認められた。
仮に無理をして下ろした場合、前記、ダストカーやキャリーバッグ同
様、かなりの時間と労力を費やし、更に、相当な衝撃音がするものと認
められた。
(別添、現場写真27～29参照)
8 実験結果
以上、実験内容のとおり、
(1) 仮装被害者を毛布でくるんだうえから緊縛し、右肩に抱え上げて搬
出することは可能
(2) 仮装被害者をダストカーに収容することは可能であり、エレベータ
ーを利用した搬出は可能であったが、階段を利用した搬出は困難
(3) 仮装被害者をキャリーバッグに収容することは可能であり、エレベ

3

ーターを利用しての搬出は可能であったが、階段を利用しての搬出は
困難

(4) 仮装被害者を毛布でくるんで緊縛した上でのカートへの積載は可能
であり、エレベーターを利用しての搬出は可能であったが、階段を利
用しての搬出は困難

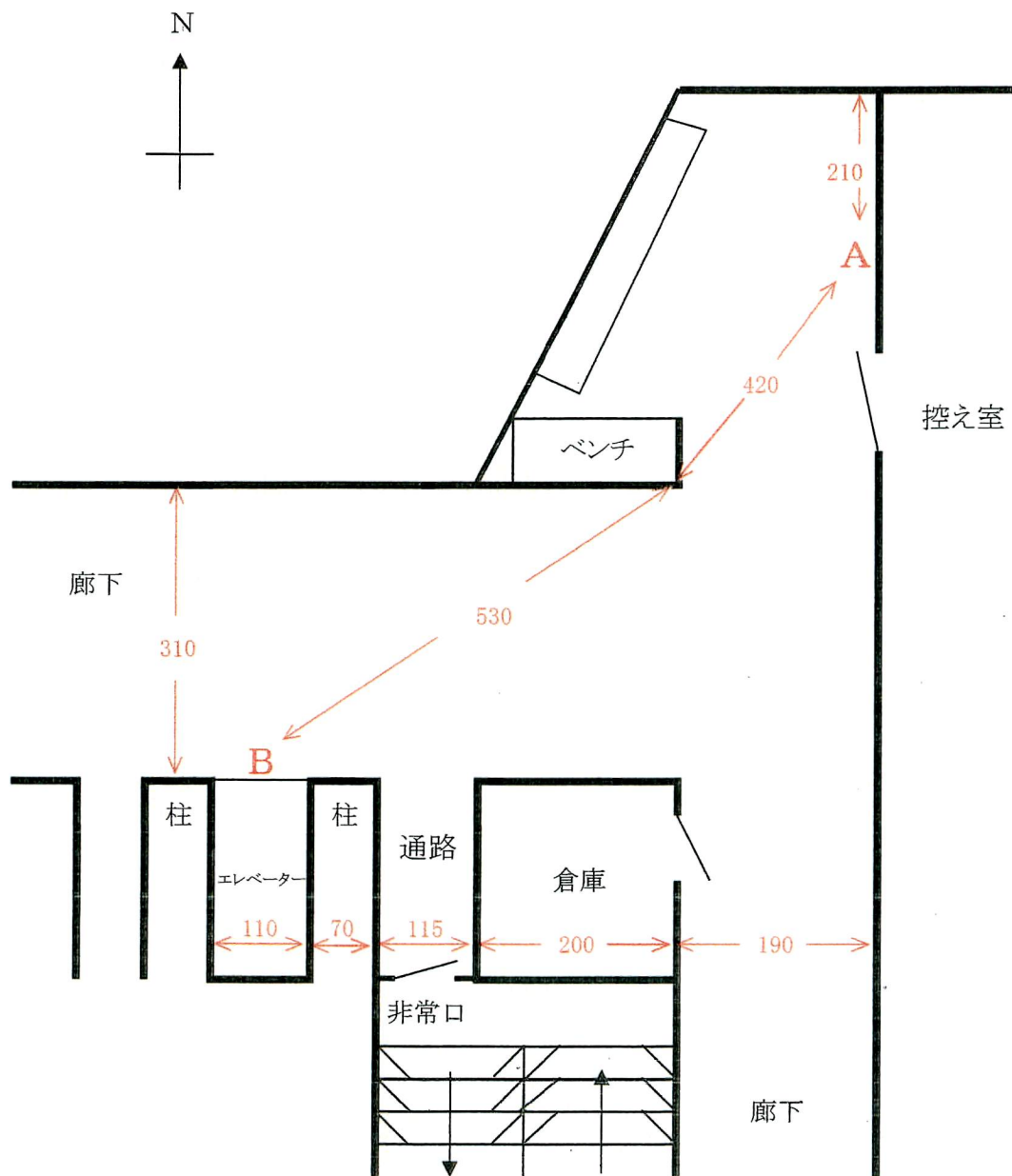
であることが判明した。

9 本実験後の措置

本実験の経過を明らかにするため、巡査部長前嶋一貴が作成した現場見取
図2枚、巡査部長成田光が撮影した現場写真29枚を、本報告書末尾に添付
することとした。

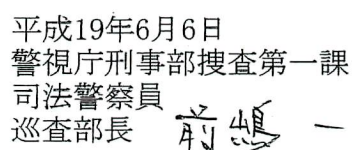
以下余白

現場見取図(3階)



平成19年6月6日
 警視庁刑事部捜査第一課
 司法警察員
 巡查部長 前嶋 一貴



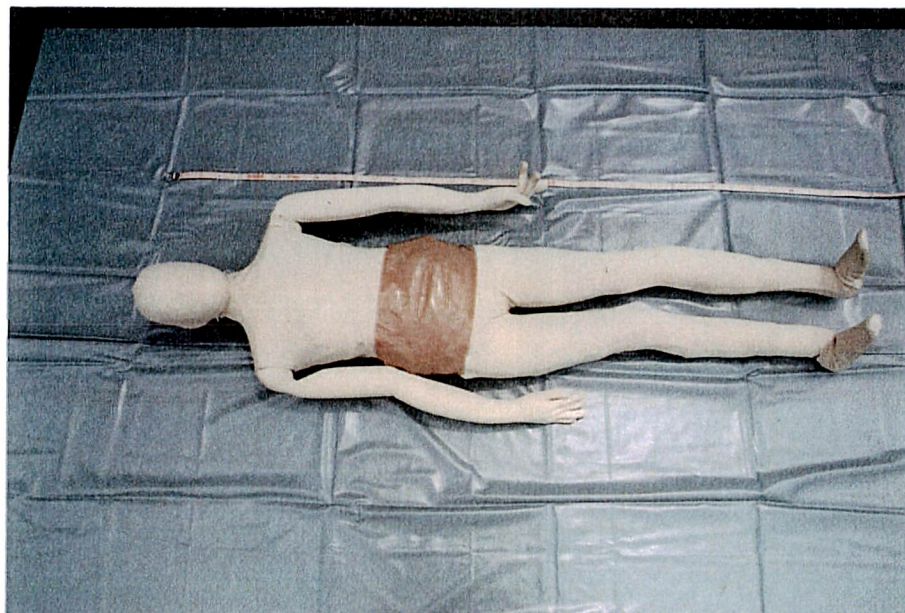


巡查部長

前想



1



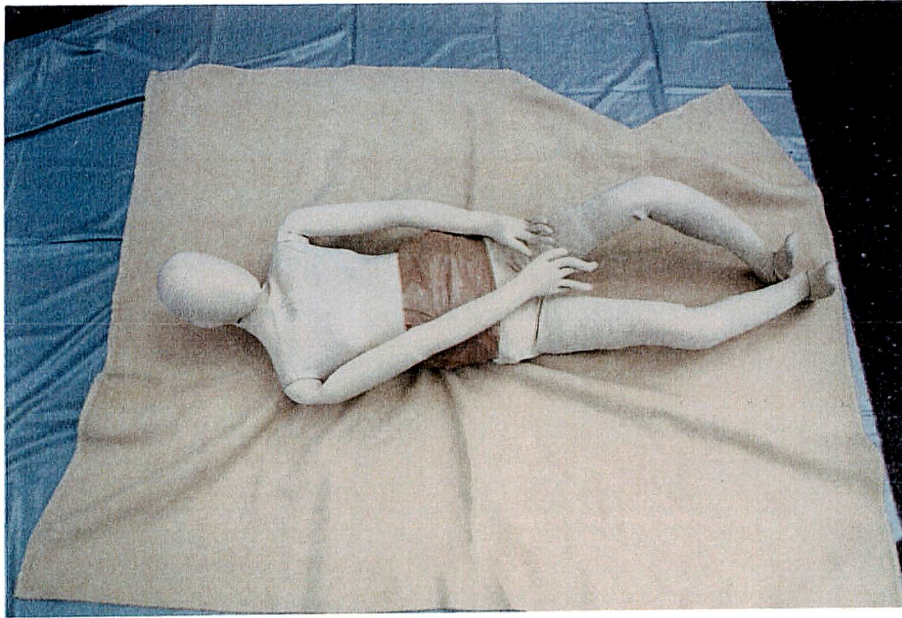
本実験に使用する
マネキン人形（以下、「仮装被害者」という）
を撮影。

2



本実験に使用する
ダストカー、キャリーバッグ、カート、毛布
を撮影。

3



素手での搬出実験に際し、毛布上に仮装被害者を横臥させた状況。

4



前葉仮装被害者を毛布にくるみ緊縛した状況。

5



仮装被告人である三浦警部が、前葉の毛布にくるんだ仮装被害者を担いだ状況。

6



三浦警部が、仮装被害者をダストカーに収容している状況。

7



仮装被害者をダストカー内に
収容した状況。

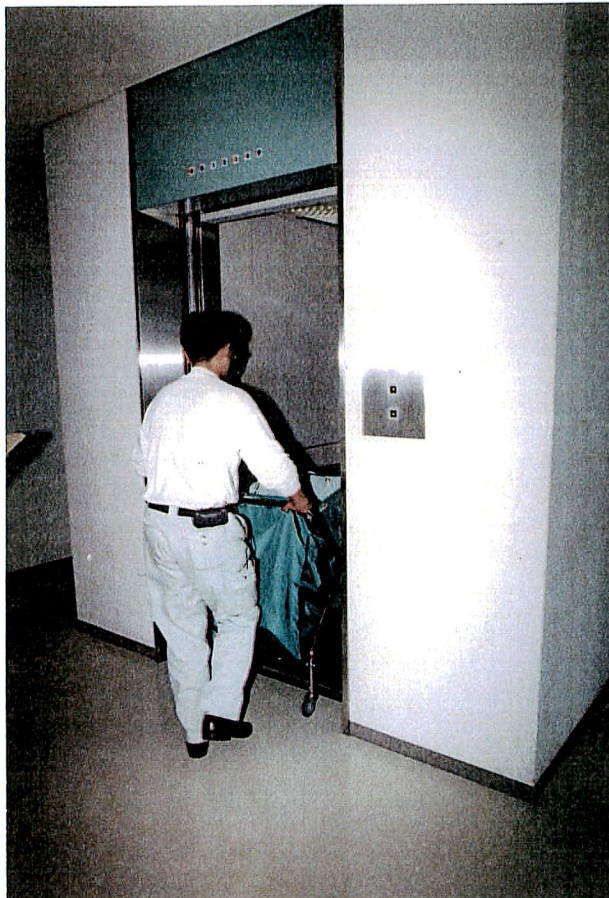
8



前葉を側面方向から撮影。



逗子マリーナ4号棟3階4314号室前と設定した、実験場所である当庁多摩総合庁舎3階北側フロアA点において、仮装被害者をダストカーに収容し、ダストカーによる搬出実験開始前の状況。



ダストカーによる、エレベーター利用（3階）の搬出実験B点の状況。

1 1



逗子マリーナ4号棟東側に位置する駐車場と設定した、実験場所である当庁多摩総合庁舎北側裏庭D点において、ダストカーによる搬出実験の状況。

1 2



階段を利用してのダストカーでの搬出実験の状況。

1 3



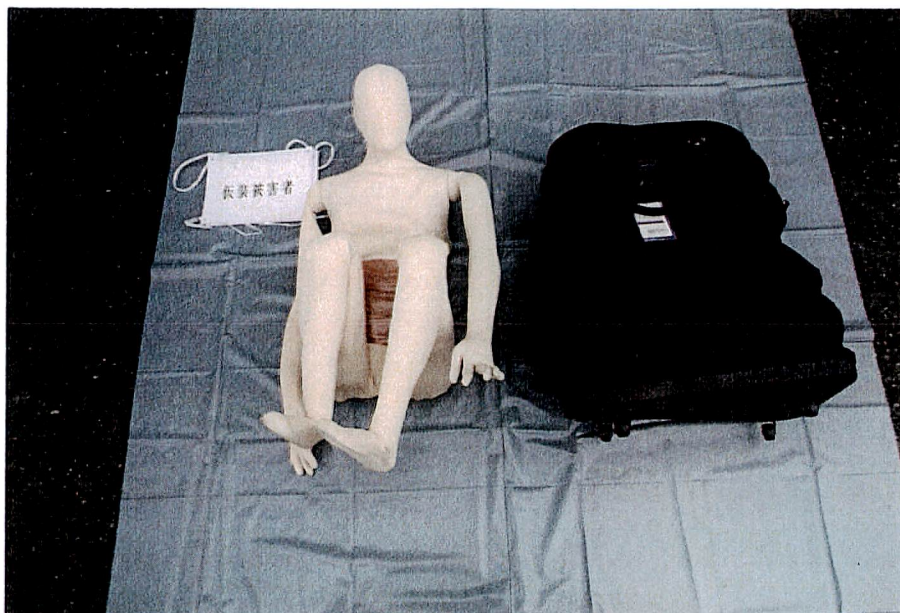
前葉に同じ。

1 4



重心が下方に移動し、袋がずれて不安定になった状況。

15



キャリーバッグでの搬出実験前の状況。

16



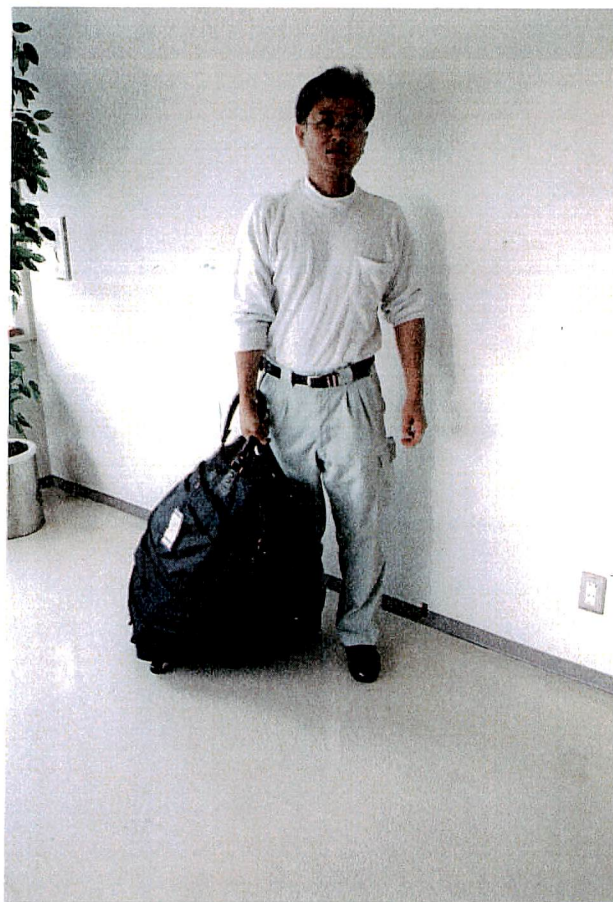
キャリーバッグに仮装被害者を収容した状況。

17



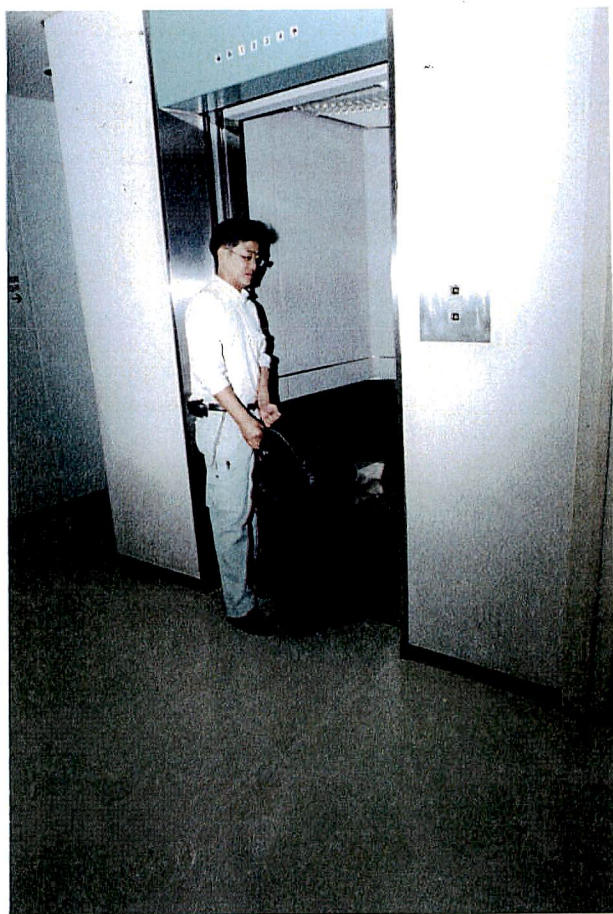
上部ファスナーを閉め、完全に収納した状況。

18



A点において、キャリーバッグを利用したの搬出実験開始前の状況。

19



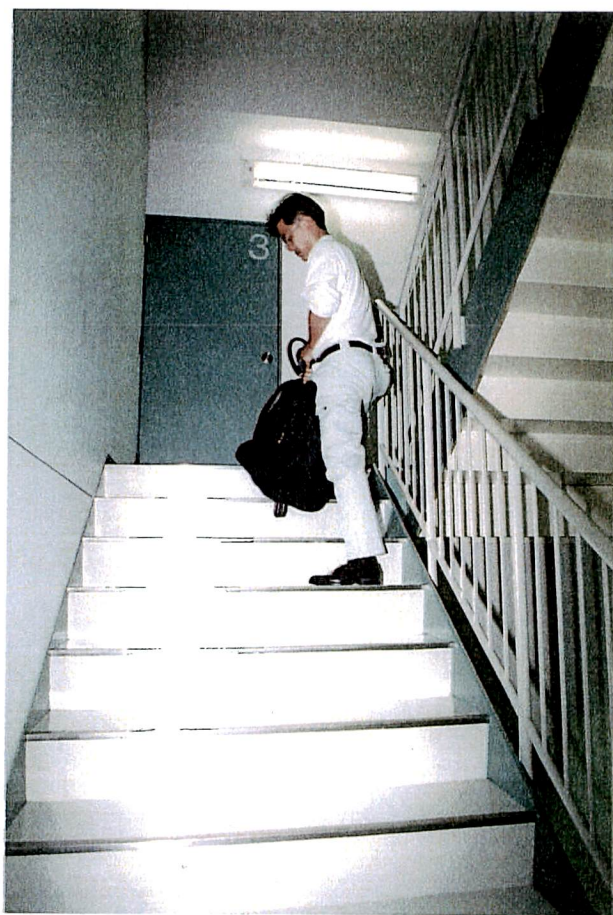
キャリーバッグによる、エレベーター利用（1階）の搬出実験C点の状況。

20



ダストカーによる、エレベーター利用の搬出実験D点の状況。

2 1



階段を利用してのキャリーバッグでの搬出実験の状況。

2 2



カートへの積載前に、仮装被害者を毛布でくるみ緊縛した状況。

23



三浦警部が、緊縛した仮装被害者を持ち上げている状況。

24



A点において、カートに仮装被害者を積載しての搬出実験開始前の状況。

25



カートによる、エレベーター
利用（3階）の搬出実験B点の
状況。

26



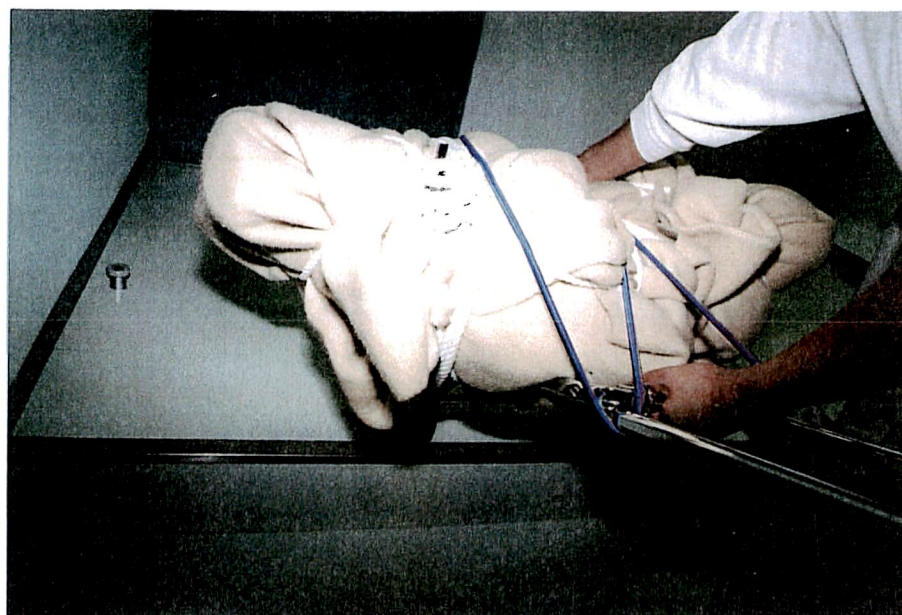
カートによる、エレベーター
利用の搬出実験D点の状況。



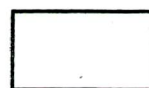
階段を利用してのカートでの
搬出実験の状況。



前葉に同じ。



前葉に同じ。



(41)

B-11-(2)

(供述調書等継続用紙)

搬送実験結果報告書	
平成19年8月3日	
警視庁刑事部捜査第一課長	
司法警察員警視正 佐久間 正法 殿	
警視庁刑事部捜査第一課	
司法警察員警部補 鈴木利明 	
被告人織原城二に対する準強姦致死等被告事件につき、搬送実験等を実施した結果は次のとおりであるから報告する。	
記	
1	実験月日
	平成19年7月31日
2	実験場所
	東京都立川市緑町3280番地 警視庁多摩総合庁舎内及び裏庭
3	実験の目的
	遺体の搬送方法等について明らかにするため。
4	実験担当者
	警視庁刑事部捜査第一課
	司法警察員 警部補 鈴木利明
	司法警察員 警部補 佐藤 司 (補助者)
5	実験使用物件
	(1) マネキン (仮装被害者)
	(2) ダストカー
	(3) キャリーバック (拡張型大型ボストンバック)

警 視 庁

(4) カート (スチール製)
(5) 台車
(6) 毛布
(7) 寝袋
6 実験方法
(1) 搬送方法の検討
仮装被害者の搬送方法については
ダストカー、キャリーバック、カート、台車
で実施した。
(2) 仮装被害者のカモフラージュについて
仮装被害者は
寝袋に入れる、毛布でくるむ
方法で実施した。
(3) 移動について
ブルーシー油壺の駐車場から被告人が所有する401号室まで行くには
エレベータを利用する方法
内階段を利用する方法
外階段を利用する方法
がある。
搬送方法を考慮すると、ダストカー等を使用した場合、階段を利用する
には無理があることから、エレベータによる方法を実施した。
移動距離については、平成19年7月19日付、本職作成、所要時間計
測結果報告書記載のとおり、ブルーシー油壺の駐車場から401号室まで

警 視 庁



は
駐車場出入口ドアからエレベータまでは、2. 7 ^{メートル}
4階エレベータ前から401号室前までは、13. 8 ^{メートル}
として実験を実施した。
7 実施結果
(1) 搬送方法
仮装被害者の搬送方法は、
ダストカー、 キャリーバック、カート、 台車
のいずれを使用しても搬送可能であるが、カート及び台車を使用する場合は仮装被害者が安定せず、仮装被害者を梱包等の手段でカモフラージュし、
ロープ等で固定する必要がある。
(2) 仮装被害者のカモフラージュ
他人からの視線を考慮すると、仮装被害者をカモフラージュする必要がある、寝袋に入れる方法及び毛布でくるむ方法は、いずれも単独で作業が可能であり、妥当な方法と認められた。
また、寝袋に入れた場合、肩に担ぐことは容易であったが、1階から4階まで移動する場合、他人の視線を考慮すると、搬送方法としては妥当ではないと認められた。
(3) 移動について
ダストカー等を使用して搬送する際、階段を上がるのは無理があることから、移動手段としては、エレベータを利用するのが妥当であった。
ブルーシー油壺での計測結果をもとに、毛布でくるんだ仮装被害者を
台車の乗せ、ブルーシー油壺1階の駐車場出入口からエレベータに

警 視 庁

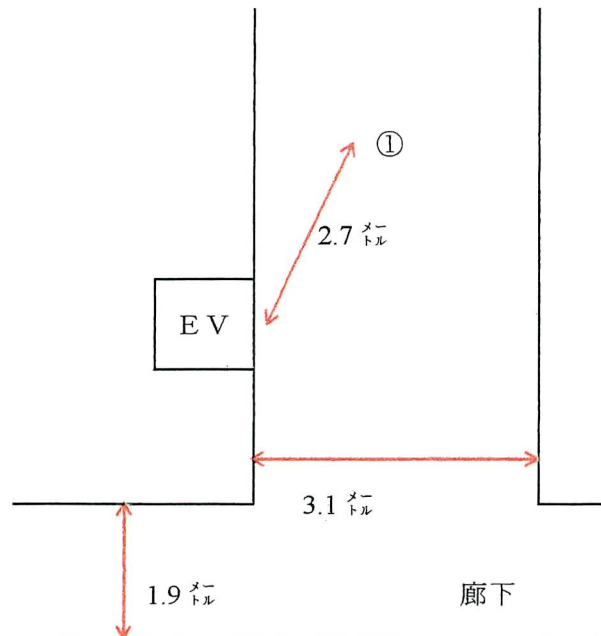
(供述調書等継続用紙)

乗り、4階で下りて401号室前までの距離
を移動した結果
54秒で到着
した。
以上の実験結果から
搬送方法は、台車等を利用するのが効果的である
仮装被害者のカモフラージュは、緊縛して包む方法が妥当である
移動は、エレベータ使用で矛盾がない
と認められた。
実験の経過を明らかにするため、本職が作成した図面1枚と、本職が撮影した現場写真16葉を末尾に添付することとした。

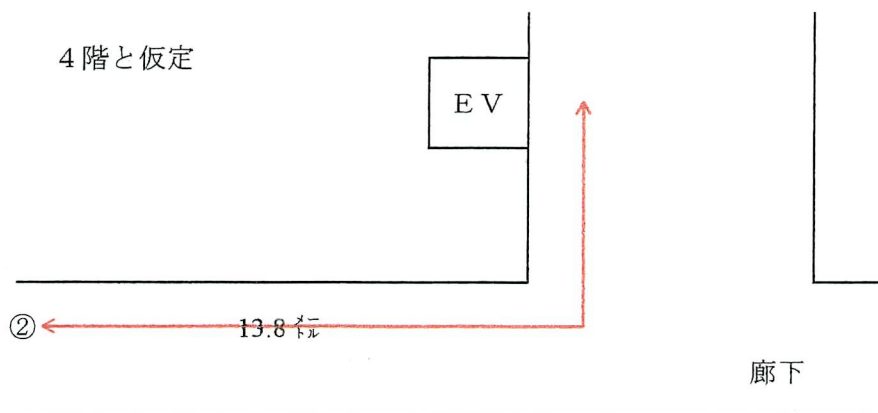
警 視 庁

現場見取図

1階と仮定



4階と仮定



凡例

- ① 1階駐車場出入口ドアと仮定
- ② 4階401号室前と仮定

平成24年8月3日作成

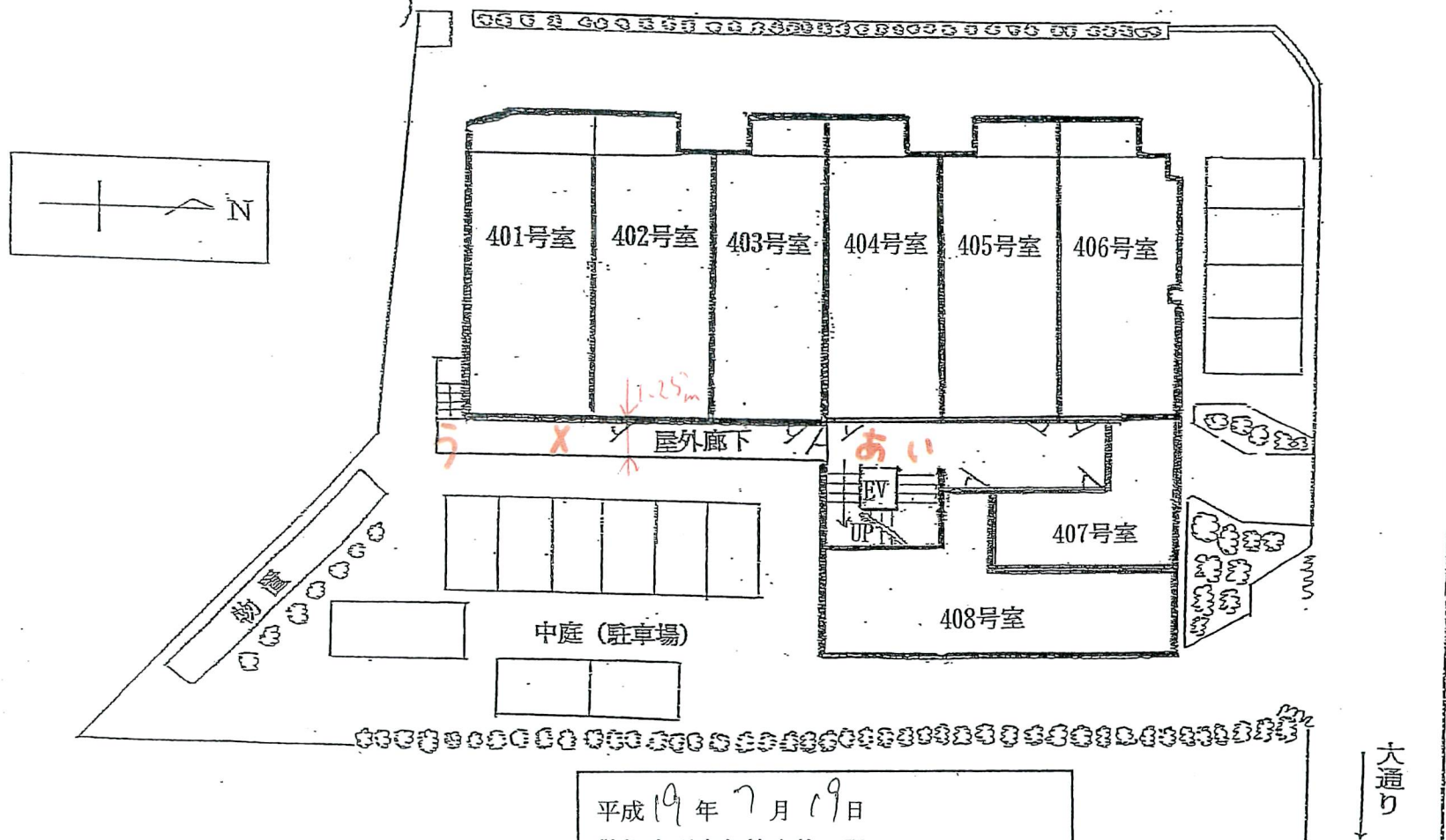
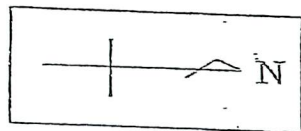
警視庁刑事部捜査第一課

司法警察員警部補

鈴木利雄

(4階平面図および敷地内見取図)

岩 } 砂浜



一 三 臨 儀 膏

×印、401号室前廊下
あ印、エレベータ前
い印、内階段
う印、外階段

×印～あ印	1 3 . 8	メートル
×印～う印	6 . 9	メートル

平成19年7月19日

警視庁刑事部捜査第一課

司法警察員 警部補

133 4-102

401号室から駐車場までの所要時間

コース	下り	上り	備考
401号室前 ↓ エレベータ ↓ 1階駐車場	51秒	45秒	下り・上りとも 1階にEV停止状態
401号室前 ↓ 内階段 ↓ 1階駐車場	50秒	55秒	1階駐車場出入り口まで 計測
401号室前 ↓ 外階段 ↓ 1階駐車場	44秒	52秒	1階階段下まで計測

1



実験使用物件を撮影したもの

2



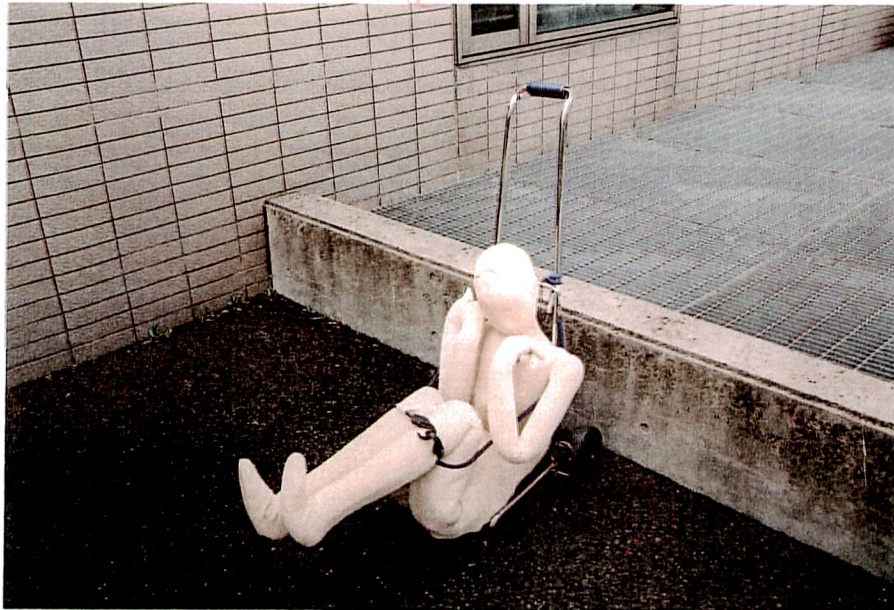
ダストカーに仮装被害者を乗せて撮影したもの

3



ダストカー内の収納状態を撮影したもの

4



カートに仮装被害者を乗せて撮影したもの

5



キャリーバックに仮装被害者を収納して撮影したもの

6



前葉キャリーバックのチャックを閉じて撮影したもの

7



台車の仮装被害者を乗せて撮影したもの

8



寝袋を広げ、仮装被害者を乗せて撮影したもの

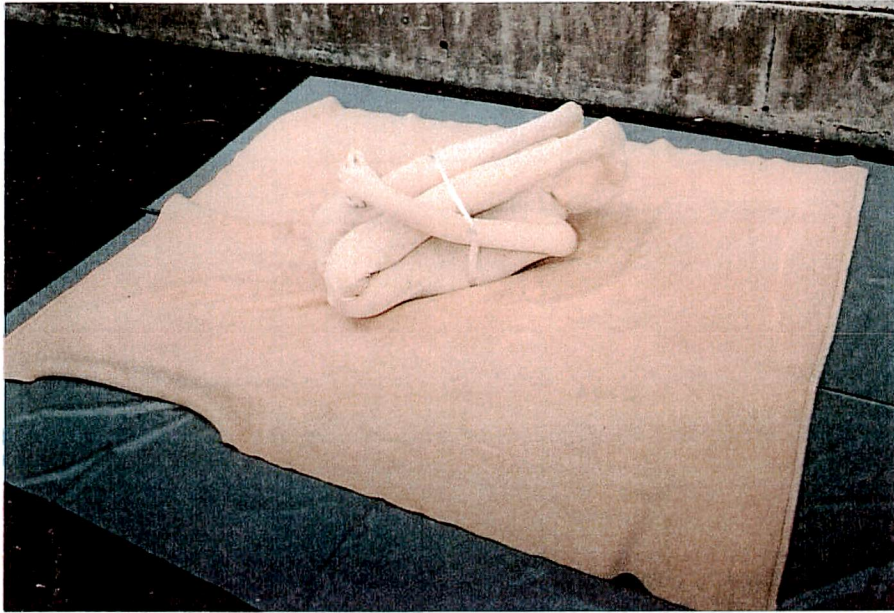


寝袋のチャックを閉めて撮影したもの



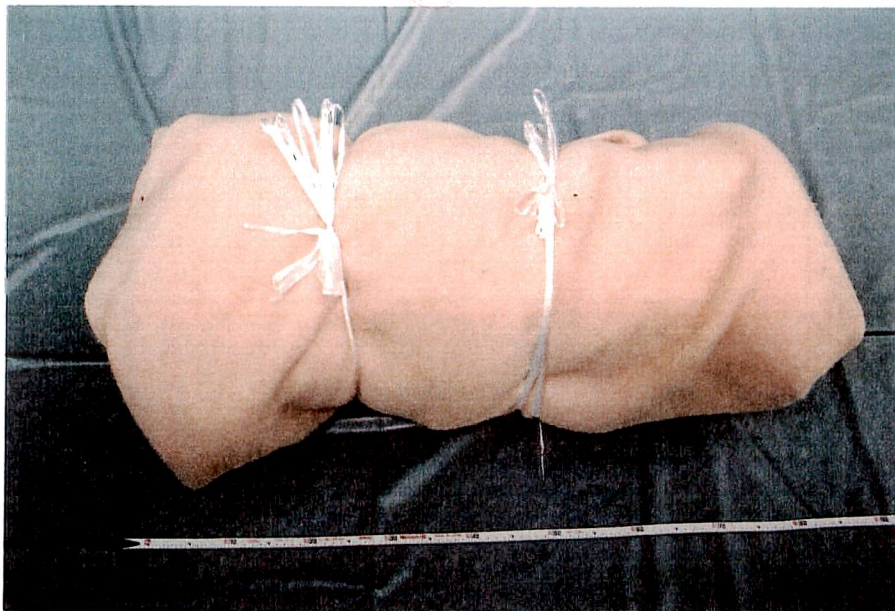
仮装被害者を寝袋に入れた状態で、補助者佐藤警部補が肩に担ぎ撮影したもの

11



仮装被害者の体を曲げ、緊縛した状態を撮影したもの

12



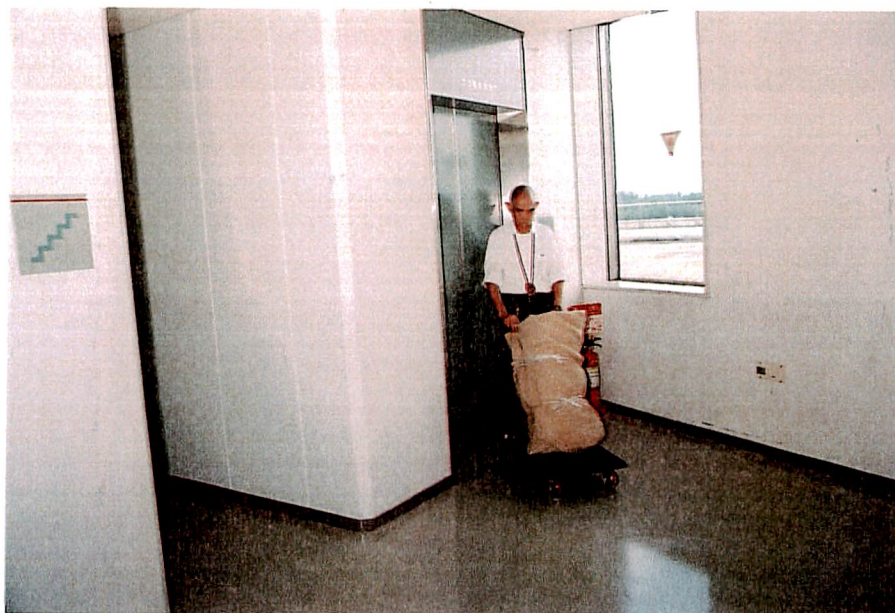
緊縛した仮装被害者を毛布でくるみ、ビニール紐で固定して撮影したもの

13



現場見取図①地点で搬送状況を撮影したもの

14



4階エレベータ前で搬送状況を撮影したもの



現場見取図②地点で搬送状況を撮影したもの



仮装被害者を台車に乗せ、階段を上ろうとする状態を撮影したもの